

別表第10 動力消防ポンプ設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 周囲の状況等

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、適正な場所に設置されていること。

(2) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(3) 吸管投入孔及び採水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に障害となるものがないこと。

イ 吸管投入口

変形、損傷等がなく、吸管投入孔の蓋又は扉の開閉が容易にできること。

ウ 採水口

(ア) 本体

変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がなく、吸管等の着脱が容易にできること。

(イ) 開閉弁

変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 標識

適正に設けられていること。

(4) 内燃機関

ア 燃料

規定量が確保されていること。

イ 潤滑油

著しい汚れ、変質、漏れ等がなく、必要量が満たされていること。

ウ 蓄電池

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食、漏液等がないこと。

(イ) 電解液

著しい汚れがなく、比重が適正で、規定量が満たされていること。

(ウ) 端子電圧

適正であること。

エ 起動装置

始動が容易にできること。

オ 動力伝達装置

クラッチ操作が確実に行なえること。

カ 冷却装置

(ア) ラジエータ等

ラジエータ、配管等に変形、損傷、漏水、冷却水の著しい汚れ等がなく、冷却水が必要量満たされていること。

(イ) 冷却ファン

機能が正常であること。

キ 給排気装置

変形、損傷等がなく、機能が正常であること。

(5) ポンプ

ア 本体

ポンプ及び接続管部分に変形、損傷等がなく、バルブ類の開閉操作が容易にできること。

イ 真空ポンプ

(ア) 潤滑剤

必要量が満たされており、作動時の潤滑剤の排出状態が適正であること。

(イ) 自動停止スイッチ

確実に吸水し、吸水後自動的に真空ポンプが停止すること。

ウ 計器類

連成計、圧力計等に変形、損傷等がなく、正常に作動すること。

エ 作動

手動操作により、ポンプが起動すること。

(6) 車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。）

変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(7) 積載器具

ア 装備

ホース、吸管、破壊器具等の積載器具が適正に装備されていること。

イ 吸管及びストレーナー

変形、損傷、著しい腐食、つまり、パッキンの老化等がなく、吸水が確実にこなえること。

ウ ホース及びノズル等

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

エ はしご

変形、損傷、著しい腐食がなく、円滑に伸縮できること。

オ 破壊器具その他の器具

変形、損傷等がないこと。

2 総合点検

起動装置の操作により動力消防ポンプを作動させ、次の事項について確認すること。

(1) 運転状況

低速、加速運転を行ったときに安定した性能を保持し、異常回転が認められないこと。

(2) 吸水性能

適正であること。

(3) 放水性能

ア 放水圧力

規定圧力であること。

イ 放水量

規定圧力において規定量以上であること。

(4) 走行性能（消防ポンプ自動車又は自動車等によりけん引される動力消防ポンプ設備に限る。）

敏速に走行できること。